

市税に係る減免措置調査票

		所属名	危機管理室
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	災害により損害を受けた固定資産	
		条例 第 71 条 第 2 項 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 災害による被害を受けたものに対する支援 (2) 支援の必要性(理由) 「災害救助法」等にもとづき、被災された方に対する支援を行う。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者に対しては税の減免等を行うことにより、生活再建のための支援が必要と考えられる。 なお、国は「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」等に基づき、被災者に対する税の減免を行っている。	